

名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅）利用運賃補助金交付要綱

（目的）

第1条 この補助金は、名鉄広見線の新可児駅と御嵩駅の間を利用する団体の運賃を補助することにより、名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅）の利用促進を図ることを目的とする。

（対象団体）

第2条 補助金の交付対象団体（以下「対象団体」という。）は、名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅）の新可児駅、明智駅、顔戸駅、御嵩口駅又は御嵩駅で、乗車、降車又はその両方をして旅行をする次の各号のいずれかに該当する団体とし、宗教団体及び政党その他の政治団体並びに暴力団及び公序良俗に反する団体でないものとする。

(1) 名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅）を利用する10名以上（乗車券を必要としない乳幼児を除く。）の団体

(2) 可児市、御嵩町又は八百津町にある保育園、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の行事として利用する団体

（補助対象経費）

第3条 補助金の対象経費は、乗車区間（新可児駅から御嵩駅までの間をいう。以下同じ。）の運賃相当額とする。

2 前項の場合において、旅行の目的が宗教的活動、政治的活動及び営利又は商業宣伝活動を併せて行う場合は、補助対象経費としない。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、10円未満は切り下げるものとする。

(1) 第2条第1号の団体 乗車区間運賃の30パーセント相当額

(2) 第2条第2号の団体 乗車区間運賃の40パーセント相当額

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする対象団体は、その事業が完了した日から15日以内又は3月31日のいずれか早い日までに、名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅）利用運賃補助金交付申請書（別記様式第1号）に乗車券の領収書を添えて、会長に提出するものとする。

（交付決定）

第6条 会長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、速やかに当該申請者に名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅）利用運賃補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、御嵩町補助金交付規則（平成5年御嵩町規則第4号）の規定を準用するほか、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

年 月 日

名鉄広見線活性化協議会

会長 渡辺公夫

申請者 所在地
 団体名
 代表者氏名
 電話番号

名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅）利用運賃補助金交付申請書

名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅）利用運賃補助金交付要綱第5条の規定により補助金を交付されたく、下記のとおり申請します。

記

乗車内容（目的）							
実施年月日							
乗車人数		名					
利用状況	区分	第2条第1号（学校等を除く団体）・第2条第2号（学校等）					
	乗降駅	実際の乗車区間	（	駅）	（	駅）	
		補助対象乗車区間	（	駅）	（	駅）	
補助金対象乗車運賃	実際にかかった運賃						円
	補助対象となる運賃						円
	内訳（大人）	円	×	名			
	（小児）	円	×	名			
補助金額		× % =					円
		補助金額					円（10円未満切り捨て）
振込先	金融機関名	銀行・信用金庫 農協・信用組合					支店
	口座番号	普通・当座					
	フリガナ						
	口座名義						

別記様式第 2 号（第 6 条関係）

第 年 月 号
年 月 日

様

名鉄広見線活性化協議会
会長 渡辺公夫

名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅）利用運賃補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅）利用運賃補助金については、名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅）利用運賃補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり決定します。

記

交付決定額 金 円